

## HP 広告掲載要綱

◎広告掲載場所（10 枠）

トップページ（右下）

◎アクセス数（ページビュー、H27.4～6 月）

・トップページ 4 月 34,246 5 月 38,342 6 月 33,685

### 1. 広告掲載料およびバナーの規格について

（単位：円、税込）

	種 別	1 ヶ月	6 ヶ月	1 2 ヶ月
トップページ右下	会 員	1 0, 0 0 0	5 5, 0 0 0	1 0 0, 0 0 0
	非会員	1 5, 0 0 0	8 5, 0 0 0	1 5 0, 0 0 0

- (1) 掲載料は、広告掲載までに納付するものとする。
- (2) バナー製作は、別途 3,000 円（税込）～で申し受けます。
- (3) 広告主の都合で、契約期間中に広告を取りやめた場合、掲載料の返金はありません。
- (4) バナーのサイズは、170×55ピクセルとする。テキストリンクは、できません。

### 2. 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲出することができない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 政治的活動のためのもの
- (3) 宗教活動のためのもので、倉敷市内の観光に関連しないもの。
- (4) 個人または法人の名刺広告
- (5) 他者を誹謗中傷する表現を含むもの
- (6) 倉敷市及び周辺地区の観光事業の品位を損なう恐れのあるもの。
- (7) 倉敷市内の観光に関連しないもので、適当でないとビューローが認めるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告として適当でないとビューローが認めるもの

### 3. 広告掲載の期間および優先について

- (1) 広告の掲載期間は、1 ヶ月単位とする。最長 1 年間とする。ただし、次の広告掲載希望者がいない場合は、この限りでない。
- (2) 掲載の優先順位は、掲載希望月数が多いものとし、先着順とする。  
広告バナーの掲載は同時に最大 10 件です。

### 4. 広告の表現について次に定めることを遵守すること。

- (1) ビューローHP との区別を図ること  
閲覧者がビューローHP の一部と混同するような表現をしてはならない。
- (2) 広告主の HP に公序良俗に反するようなリンク・バナーを添付しないこと。
- (3) アラートマークの禁止（警告を発しているような誤解を与えるもの）
- (4) その他、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えるおそれのある表現をしないこと

### 5. その他

- (1) 当ビューローが、広告の掲載後に広告内容および広告主の HP の内容が不適切と判断した場合は、契約期間の途中であっても一方的に契約を破棄できるものとします。また掲載料は、返金できませんのでご了承下さい。
- (2) 広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。
- (3) HP の修正、メンテナンス等で一時HPが表示されない場合がありますが、ご了承下さい。

**\*その他、ご不明な点をご連絡下さい。**

ビューロー事務局 TEL 086-421-0224